

目黒区災害廃棄物処理計画素案に対するパブリックコメントの実施結果

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見募集期間

令和3年10月25日（月）から同年11月30日（火）まで

(2) 周知方法

ア 掲載場所

- ・ めぐる区報（令和3年11月1日号）
- ・ 区ホームページ（令和3年10月25日（月）から同年11月30日（火）まで）

イ 閲覧場所

目黒区総合庁舎本館1階区政情報コーナー及び6階清掃リサイクル課、清掃事務所、目黒区エコプラザ、地区サービス事務所（東部を除く。）、住区センター並びに図書館

2 意見提出状況

	個人	団体	議会	合計
提出者数	3 (メール3、書面0)	0 (メール0、書面0)	4 (メール3、書面1)	7 (メール6、書面1)
意見件数	7	0	13	20

3 意見に対する対応区分別の件数

対応区分	内容	件数
1	ご意見の趣旨を踏まえて、計画案に反映します。	2
2	ご意見の趣旨は素案に取り上げており、その趣旨に沿って取り組みます。	6
3	ご意見の趣旨は計画案には取り上げませんが、今後事業実施の中で趣旨を踏まえて努力します。	9
4	ご意見の趣旨は、今後の検討課題とします。	2
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	0
6	その他	1
合計		20

4 意見内容と検討結果

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果
第1章 総則						
第2節 基本的事項の整理						
1	個人	メール	<p>2 対象とする災害廃棄物の種類（5ページ）</p> <p>・本計画の対象に通常生活により排出されるごみ（以下「通常ごみ」という。）は含まれていないが、通常ごみの収集プロセスのリソースやキャパシティも不足するのではないか。このような計画ができると、計画に基づく収集プロセスにリソースを割かれてしまい、通常ごみの収集が後回しになることが懸念される。</p> <p>・し尿については、在宅避難者は簡易トイレを活用し、防臭袋やポリバケツ等で一時的に自宅に保管するが、期間が長くなればメタンガスの発生で爆発するようなことも考えられ不衛生である。在宅避難を推奨するのであれば、通常ごみを対象外とせずに、きちんと両輪が回るリソースやキャパシティの確保と、計画の立案をお願いしたい。</p>	清掃サイクル課 清掃事務所	2	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の状況により区単独での災害廃棄物の処理が困難な場合には特別区全体で連携して対応します。 ・簡易トイレや凝固剤で処理したし尿系廃棄物は、腐敗性廃棄物として臨時集積所から速やかに収集する計画としています。
2	議会	メール	<p>4 タイムラインについて（10ページ）</p> <p>し尿や生活ごみについては体制確保に3日間とされているが、東日本大震災や熊本地震などに比べ、明らかに人口が多い本区で夏に発災があった場合、衛生面を考えるとより早く体制を整える必要がある。し尿の収集・運搬・処理できる初動体制について、想定している日程より早くできるように検討すること。</p>	清掃サイクル課 清掃事務所	3	<p>本計画のタイムラインでは、し尿や生活ごみの体制確保を3日間としています。災害発生の季節に応じて、より早期の体制確保に努めてまいります。</p>

整理 番号	区分	種別	意見内容（要旨）	関係所管	対応 区分	検討結果
第2章 災害廃棄物処理対策						
第1節 平常時（発災前）の対応						
3	議会	メール	<p>3 関係機関との共同処理体制の整備（11ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災前から、災害時の庁内の組織体系を図で明確にし、設置された所管や班は何を担当するのか、具体的に明記しておくべきである。組織体系図を記載し、責任や担当範囲、連絡手段（LINEグループを持っている等）などを明らかにすることで迅速な対応ができる。 ・避難所等で使えなくなったトイレについて避難所運営者に丸投げすることなく、衛生環境を保つために担当者を設置し、指示系統を決めておくこと。 	防災課	3	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部を設置した場合の各部の分掌事務は、あらかじめ地域防災計画に定めています。また、災害時の各部の担当業務は随時見直しを行っています。災害時の連絡手段につきましては、災害対策本部員、その他管理職、災対各部にそれぞれ配備しているタブレット端末を用いて連絡、情報共有を図ることを想定し訓練等も実施しています。 ・各避難所におけるトイレの管理は、避難所運営本部の下の保健・衛生班が担うこととなっており、発災当初は、避難所運営協議会や地域住民の協力で行いますが、順次、各担当班の業務を避難者に移行していくことを想定しています。運営の中で疑義が生じた場合は、区の参集指定職員を通じて災害対策本部と連絡を取り、対応を図ります。
4	議会	メール	<p>4 近隣区等との共同処理体制の整備</p> <p>（1）他市区町村との協定（12ページ）</p> <p>区は他市区町村との間で相互援助協定を締結しているところがある。資料編30ページで、締結している他市区町村を確認したが、城南5区については、首都直下地震の発生により、共に被災する可能性が高い。受援・支援の観点から今後、関東近県などの他市町村との相互援助協定を締結していくべきと考えるが、見解を伺う。</p>	防災課	4	<p>他の自治体との相互援助協定の締結については、災害時、区と相手方自治体との間で相互に有効な支援が可能かを自治体の位置や人口・財政等の行政規模などを考慮して検討する必要があります。また、区の事業や住民同士の交流があるなど、協定締結への機運を醸成する背景があることも重要です。被災自治体への支援については、国において全国一元的な対口支援のスキームの中で行っており、他市町村との相互援助協定の締結については、自治体と関係性などを踏まえ、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果
5	議会	書面	<p>5 災害がれきの処理対策（13 ページ）</p> <p>夏の暑い時期における災害廃棄物処理は特有な困難が予想される。夏場を想定したごみの腐乱（腐食）、鳥獣対策、感染症対策（衛生対策）などについて、シミュレーションも含めて対応の留意点等の記載が必要である。</p>	清掃リサイクル課 清掃事務所	1	ご意見を踏まえて、季節の特性に配慮する記載を加えます。
6	議会	メール	<p>5 災害がれきの処理対策</p> <p>（2）処理フロー（14 ページ）</p> <p>再生利用しやすい金属類などは、一次仮置場の段階から分別して有価で引き取られるが、コンクリートがらなどを土木資材として利用するためには、破碎・選別等による異物除去や粒度調整が必要である。リサイクル率を高める観点から、廃棄物の種類ごとに分別・選別・再資源化のフローを記載すること。</p>	清掃リサイクル課 清掃事務所	3	十分な面積を確保することは困難と予想されますが、できるだけ分別を行えるよう努めてまいります。
7	議会	メール	<p>7 し尿の処理対策（16 ページ）</p> <p>・災害時には、トイレ・衛生対策が重要である。地方に比べて人口密度の高い本区においては、区民に対して携帯トイレの事前準備を啓発することが大変重要である。</p> <p>・区民任せではなく公的な対策も必要である。排泄物処理のためのバキュームカーを確保し、災害用トイレ対策マニュアルを作成して災害廃棄物処理計画に位置付けること。</p> <p>・区内の上下水道が被害を受けて、し尿処理に凝固剤を使用する場合、最終的には焼却処理が必要となる。今後、環境負荷の少ないトイレ対策も継続的に検討すること。</p>	防災課	4	<p>・自助の備えとして簡易トイレ（携帯トイレ）を備蓄するように、区のホームページや区報、防災行動マニュアルに掲載し周知しております。また、区主催の防災訓練や町会等による防災訓練などの機会を捉え、啓発を図っています。</p> <p>・災害時における排泄物の収集・運搬については、23 区と民間のし尿収集運搬事業者との災害時協定の中で具体的な対策を検討していきます。また、災害用トイレ対策マニュアルについては、地域避難所や在宅避難でのトイレ対策を踏まえ調査・研究してまいります。</p> <p>・し尿を微生物の働きで分解するバイオトイレなどの環境負荷の少ないトイレについては、災害時の有用性などを踏まえ、調査・研究してまいります。</p>

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果
8	議会	メール	<p>8 仮置場候補地の選定（17 ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勝手仮置場（仮置場に指定していないにもかかわらず災害廃棄物が持ち込まれている場所）の発生が想定される。その場合の対応についても明記しておくこと。 ・被災した住民のボランティアに対する信頼は厚く、住民への分別依頼等もボランティアを通じて行うとスムーズ。ボランティアとのつながりを生かした災害廃棄物の分別方法の周知も検討すること。 ・災害発生後、時間が経過すると仮置場に災害ごみではない廃棄物が持ち込まれる危険性がある。その場合の対応も含めたフローを検討すること。 	清掃サクル課 清掃事務所	2	<ul style="list-style-type: none"> ・勝手仮置場が作られないように、平常時から臨時集積所の意義や廃棄物の分別等を区民に対し啓発してまいります。また、災害発生後には、開設した臨時集積所等の周知を速やかに行い、未然に混乱を防ぎます。 ・災害ボランティアセンターを設置する社会福祉協議会と情報を共有しながら、円滑な災害廃棄物の分別に向けてボランティアとの連携を図ってまいります。 ・災害廃棄物ではない廃棄物の持込みを防ぐため、平常時から啓発を行うとともに、仮置場の運営においてもスタッフの配置等を想定しています。
9	個人	メール	<p>8 仮置場候補地の選定</p> <p>（2）仮置場候補地の選定（18 ページ）</p> <p>候補地は発災前に選定を済ませておくこと。小規模のもの、都有地、国有地等含め、候補地を選定して公表すべき。生活ごみ（片付けごみ）の応急集積場所になり得る小規模なオープンスペースについても、発災後の利用の可能性について、平常時から表示板等を設置し周知すべき。区民の防災・減災の意識を高めることに繋がる（20 ページの表 2-3 も同様）。</p>	清掃サクル課 清掃事務所	3	<p>地域防災計画において、臨時集積所及び仮置場の候補地を指定し、公表しております。不法投棄等の懸念があるため、表示板等の設置は行いませんが、ご意見の趣旨を踏まえて区民の防災・減災への意識の定着に努めてまいります。</p>

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果
10	議会	書面	<p>9 区民への広報（20 ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地域の各家庭では災害廃棄物を家の前の道路に出したくなる心理が働き、道路がごみで埋まる危険性があるため、災害廃棄物の出し方について日頃から普及啓発すべき。 町会など地域の防災訓練でも、災害廃棄物やその処理についての周知啓発を促進するよう求める。 	清掃リサイクル課 清掃事務所	2	<ul style="list-style-type: none"> 各家庭で発生する災害廃棄物が適切に排出されるように、平常時における普及啓発に努めてまいります。また、発災後は速やかに臨時集積所等を開設し、その情報を周知してまいります。 地域の防災訓練で活用できるように、町会や地域防災組織、清掃協力会などに策定した本計画を配布します。また、地域における防災訓練などにおいても、周知・啓発に努めてまいります。
11	議会	メール	<p>9 区民への広報（20 ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには、平常時において事前に区民へ広報しなければならないと考える。 仮置場付近の区民の理解を得て、いざというときに協力を得るための努力をするべきである。本計画に伝達の仕方等を明記するべきと考えるが、見解を伺う。発災後に初めて仮置場の事実を知ることとなると、更なる混乱が生じかねないと危惧する。 	清掃リサイクル課 清掃事務所	3	<ul style="list-style-type: none"> 区報、目黒区ホームページ等のほか、地域で行われる防災訓練の機会を捉えて区民への広報に努めてまいります。 災害発生後に災害の状況に応じて具体的な仮置場を設置することを、地域の防災訓練等の機会を活用しながら、ご理解・ご協力を得られるよう努めてまいります。
12	個人	メール	<p>（その他）</p> <p>目黒区には道路狭隘地域が多いため、災害がれき、生活ごみの片づけなどに、ミニ建機の導入・使用も検討すること。普段から保有の必要はないが、有事の際、建機の所在と借りる手順などを決めておく効果が大いと思われる。</p>	道路公園課	3	<p>地域防災計画では、災害がれき等の片づけなどに重機が必要になった場合に備え、区内建設業者等と応急対策活動に関する協定を締結しております。区内の狭隘道路で作業実績のある建設業者等の協力を得ながら復旧に努めてまいります。</p>

整理 番号	区分	種別	意見内容（要旨）	関係所管	対応 区分	検討結果
第2節 初動期（発災～発災後約1か月）						
13	個人	メール	<p>4 関係機関との連絡体制の整備・連携 （5）事業者（22ページ） 事業者の活用・協定締結（資料編30・31ページ）については、5～8ページの災害廃棄物の種類別に幅広く締結することが災害後の復旧を加速するために極めて有効である。一層の推進をすること。</p>	清掃リサイクル課 清掃事務所	2	災害後の速やかな復旧には、事業者の活用が不可欠です。早期の復旧・復興を図るため災害廃棄物処理の知見・能力を有する事業者との協定を一層進めてまいります。
14	議会	メール	<p>6 処理の基本原則 （2）生活ごみ（片づけごみ・避難所ごみ）の処理対策（23ページ） 本計画に「腐敗性が高く、衛生上速やかに処理を必要とする生ごみ等から優先的に」とあるが、腐敗性が高い廃棄物の種類としては「畳・布団」「腐敗性廃棄物」も同様である（5～8ページ）。これらも明記した方が良いのではないかと。</p>	清掃リサイクル課 清掃事務所	3	水に濡れた場合には、畳や布団も該当しますが、腐敗性の廃棄物は様々あるため、生ごみを代表例として記載しております。
15	議会	メール	<p>6 処理の基本原則 （2）生活ごみ（片づけごみ・避難所ごみ）の処理対策（23ページ） 生活ごみの処理対策のうち、生ごみに関してはカラス等の動物によって荒らされないよう留意して頂きたい。</p>	清掃リサイクル課 清掃事務所	2	災害発生時においても、カラスネットの活用などを周知し、注意喚起に努めてまいります。
16	議会	メール	<p>6 処理の基本原則 （4）区民への広報（23ページ） 災害時に、電話やメールが使えなくても、LINEは使えた。初動期の広報は迅速性が重要である。既に運用されている区のLINE公式アカウントを災害時に活用することとし、そのことをあらかじめ告知すること。</p>	清掃リサイクル課 清掃事務所	2	危機管理所管や広報所管と連携し、LINE公式アカウントや他のSNSも活用し、区民に対する迅速な広報活動を行ってまいります。

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果
17	個人	メール	<p>8 受援体制の整備 <small>ディ ウェイスト ネット</small> (1) D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク） (25 ページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・D.Waste-NET を積極活用すること。 ・有事前に罹災事例（対応の成功・失敗）を区各部門や区民と共有し、有事の際の支援体制をテスト確認すること。 ・罹災後の反省と改善対策について深い分析と全国的な情報共有を励行すること。 	清掃リサイクル課 清掃事務所	3	<ul style="list-style-type: none"> ・都内だけでは十分な処理体制が構築できない場合には、D.Waste-NET も活用します。 ・D.Waste-NET に蓄積されている災害廃棄物に関する情報の共有を図るとともに、事前に罹災後の手続等について確認します。 ・罹災後は、経験から得た教訓の情報共有に努めてまいります。
18	個人	メール	<p>8 受援体制の整備 (5) ボランティア（26 ページ）</p> <p>ボランティアに依頼する可能性のある業務について、一覧として公表しておくこと。区民の区内外でのボランティア活動の意識付けになるほか、社会福祉協議会における事前準備・体制づくりにもなる。</p>	清掃リサイクル課 清掃事務所	3	<p>災害ボランティアセンターを設置する社会福祉協議会と連携して、可能性のある業務については事前準備に努めてまいります。</p>
資料編						
19	議会	メール	<p>資-3 事業者との協定（31 ページ）</p> <p>表中「協定団体」の1つ目にある「目黒建設業防災連絡協議会」は、正しくは「目黒建設業防災連合会」ではないか。</p>	清掃リサイクル課 清掃事務所	1	<p>令和3年5月13日付けで名称変更されていたので修正いたします。</p>

整理 番号	区分	種別	意見内容（要旨）	関係所管	対応 区分	検討結果
概要版						
20	議会	メール	<p>3.3 災害廃棄物の処理対策</p> <p>（2）生活ごみ（片付けごみ・避難所ごみ）の処理対策（5ページ）</p> <p>「生活ごみ（片付けごみ・避難所ごみ）発生量推計」の表中で、「片付けごみ」の値の単位だけが t/年としており、「避難所ごみ」や「帰宅困難者からのごみ」の単位 kg/日との比較が難しくボリューム感がつかめないのが、64,538t/年を、176,816 kg/日に変更した方が理解しやすいと感じるが、見解を伺う。</p>	清掃サイクル課 清掃事務所	6	<p>「避難所ごみ」や「帰宅困難者からのごみ」は、滞在日数によって決まることから日単位としています。一方、「片付けごみ」の排出量については、一時的な増加を経て平準化するまで半年以上を要すると見込まれることから年単位としています。</p>